



# 愛媛県報

発行 愛 媛 県

令和元年10月15日火曜日 第47号外 1

## ◇ 目 次 ◇

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例..... (人事課) ..... 1

会計年度任用職員の給与等に関する条例..... ( " ) .....10

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例..... ( " ) .....17

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例..... (人事課職員厚生室) .....22

愛媛県子ども子育て応援基金条例..... (子育て支援課) .....23

愛媛県手数料条例の一部を改正する等の条例..... (ブランド戦略) .....23

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例..... (道路建設課) .....24

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例..... (建築住宅課) .....27

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例..... ( " ) .....35

愛媛県県立学校設置条例の一部を改正する条例..... (高校教育課) .....36

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例..... (警察本部運転免許課) .....37

## 条 例

### ○愛媛県条例第6号

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の分限に関する条例の一部改正)

第1条 職員の分限に関する条例(昭和26年愛媛県条例第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を <u>超えない範囲内</u> において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。 2・3 省略 4 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「 <u>3年を超えない範囲内</u> 」とあるのは、「 <u>法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内</u> 」とする。	(休職の効果) 第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を <u>こえない範囲内</u> において、休養を要する程度に応じ、個々の場合について、任命権者が定める。 2・3 省略

(職員の懲戒に関する条例の一部改正)

第2条 職員の懲戒に関する条例(昭和26年愛媛県条例第44号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下給料の月額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第2条第2項の基本報酬の額)の10分の1以下を減ずるものとする。	(減給の効果) 第4条 減給は、1日以上6月以下給料の月額 _____ _____ _____の10分の1以下を減ずるものとする。

( 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正 )

**第3条** 職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例 ( 昭和26年愛媛県条例第56号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 休日の代休日 )</p> <p><b>第2条の2</b> 任命権者 ( 市町村立学校職員給与負担法第1条に規定する学校栄養職員及び事務職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。第16条を除き、以下同じ。 ) は、休日である第11条第3項又は第4項の規定により勤務時間が割り振られた日 ( 以下「勤務日等」という。 ) に割り振られた勤務時間の全部 ( 以下「休日の全勤務時間」という。 ) について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日 ( 以下「代休日」という。 ) として、当該休日後の勤務日等 ( 第10条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。 ) を指定することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>( 会計年度任用職員及び臨時の職員の休日、休暇、勤務時間等 )</p> <p><b>第16条</b> 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の休日、休暇、勤務時間等については、第2条から第13条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。</p> <p>2 臨時の職員のうち、この条例の規定を適用させることが適当でないものの休日、休暇、勤務時間等については、この条例の規定にかかわらず、別に任命権者が定める。</p>	<p>( 休日の代休日 )</p> <p><b>第2条の2</b> 任命権者 _____ は、休日である第11条第3項又は第4項の規定により勤務時間が割り振られた日 ( 以下「勤務日等」という。 ) に割り振られた勤務時間の全部 ( 以下「休日の全勤務時間」という。 ) について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日 ( 以下「代休日」という。 ) として、当該休日後の勤務日等 ( 第10条の2第1項の規定により超勤代休時間が指定された勤務日等及び休日を除く。 ) を指定することができる。</p> <p>2 省略</p> <p>( 非常勤職員の勤務時間 )</p> <p><b>第16条</b> 非常勤職員 ( 再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。 ) の勤務時間は、人事委員会の定める基準に従い任命権者が定める。</p>

( 職員の給与に関する条例の一部改正 )

**第4条** 職員の給与に関する条例 ( 昭和26年愛媛県条例第57号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 給与の特例 )</p> <p><b>第20条</b> 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。</p> <p>2 臨時の職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でないものの給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に任命権者が定める。</p>	<p>( 給与の特例 )</p> <p><b>第20条</b> 臨時又は非常勤の職員 ( 短時間勤務職員を除く。 ) _____ の給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に任命権者が定める。</p>

( 教育職員の給与に関する条例の一部改正 )

**第5条** 教育職員の給与に関する条例 ( 昭和27年愛媛県条例第30号 ) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> この条例において「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師 _____、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。</p> <p>( 給料表 )</p> <p><b>第4条</b> 省略</p>	<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> この条例において「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、養護教諭、栄養教諭、講師 ( 常勤勤務の者及び第7条の2第2項に規定する短時間勤務教育職員である者に限る。 )、養護助教諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。</p> <p>( 給料表 )</p> <p><b>第4条</b> 省略</p>

2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第19条の6及び附則第3項に規定する教育職員以外の全ての教育職員に適用するものとする。

3 教育職員の職務は、これを給料表 \_\_\_\_\_ に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3及び別表第4の等級別基準職務表に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

4 省略  
（級別定数、級別資格及び昇格の基準）

第6条 人事委員会は、県の組織に関する法令、条例、規則及び県の機関の定める規程の趣旨に従い、並びに第4条第3項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2～5 省略

第19条の5 省略  
（給与の特例）

第19条の6 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である教育職員の給与については、この条例の規定にかかわらず、常勤の教育職員との権衡、その職務の特殊性等を考慮し、別に条例で定める。

2 臨時の教育職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でないものの給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に任命権者が定める。

2 教育職員の職務は、これを前項の給料表（以下「給料表」という。）に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3及び別表第4の等級別基準職務表に定めるとおりとし、これらに掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度のものとして人事委員会規則で定める職務は、それぞれの職務の級に分類されるものとする。

3 省略  
（級別定数、級別資格及び昇格の基準）

第6条 人事委員会は、県の組織に関する法令、条例、規則及び県の機関の定める規程の趣旨に従い、並びに第4条第2項の規定に基づく分類の基準に適合するように、かつ、予算の範囲内で職務の級の定数を設定し、又は改定することができる。

2～5 省略

第19条の5 省略

（教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例の一部改正）

第6条 教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、講師 _____、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員のうち、愛媛県においてその給与を支給している者をいう。</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第3条の2 任命権者（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する教育職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。第14条を除き、以下同じ。）は、休日である第11条第2項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 省略 （休暇）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 有給休暇とは、第6条から第10条までに規定する有給休暇及び</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 この条例で「教育職員」とは、公立学校の校長、教頭、主幹教諭、教諭、助教諭、講師（常時勤務の者並びに第6条第1項に規定する再任用短時間勤務教育職員及び任期付短時間勤務教育職員である者に限る。）、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、実習助手及び寄宿舎指導員 _____ をいう。</p> <p>（休日の代休日）</p> <p>第3条の2 任命権者 _____ は、休日である第11条第2項又は第3項の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。）に割り振られた勤務時間の全部（以下「休日の全勤務時間」という。）について特に勤務することを命じた場合には、人事委員会規則の定めるところにより、当該休日前に、当該休日に代わる日（以下「代休日」という。）として、当該休日後の勤務日等（休日を除く。）を指定することができる。</p> <p>2 省略 （休暇）</p> <p>第4条 省略</p> <p>2 有給休暇とは、第6条から第10条までに規定する有給休暇及び</p>

教育職員が任命権者 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_  
 \_\_\_\_\_ の許可を得て正規の勤務時間中に給料の支給を受けて勤務しない期間をいう。  
 3～5 省略  
**第13条** 省略  
 ( 会計年度任用職員である教育職員及び臨時の教育職員の休日、休暇、勤務時間等 )  
**第14条** 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員である教育職員の休日、休暇、勤務時間等については、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、人事委員会規則の定める基準に従い、任命権者が定める。  
 2 臨時の教育職員のうち、この条例の規定を適用させることが適当でないものの休日、休暇、勤務時間等については、この条例の規定にかかわらず、別に任命権者が定める。  
**第15条及び第16条** 削除

教育職員が任命権者 ( 市町村立学校職員給与負担法 ( 昭和23年法律第135号 ) 第1条に規定する教育職員にあつては、その者の属する市町教育委員会とする。以下同じ。 ) の許可を得て正規の勤務時間中に給料の支給を受けて勤務しない期間をいう。  
 3～5 省略  
**第13条** 省略  
**第14条から第16条まで** 削除

( 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正 )

**第7条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例 ( 昭和27年愛媛県条例第50号 ) の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 給与の特例 ) <b>第16条</b> 技能労務職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものについては、職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。 2 臨時の技能労務職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でないものの給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に任命権者が定める。	( 非常勤職員の給与 ) <b>第16条</b> 技能労務職員で職員以外の _____ ものについては、職員の給与との権衡を考慮して給与を支給する。

( 職員の旅費に関する条例の一部改正 )

**第8条** 職員の旅費に関する条例 ( 昭和28年愛媛県条例第6号 ) の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 目的 ) <b>第1条</b> この条例は、地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号。以下「法」という。 ) 第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ( 昭和31年法律第162号 ) 第42条の規定に基づき、公務のため旅行する職員 ( 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。以下「職員」という。 ) に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、県費の適切な支出を図ることを目的とする。	( 目的 ) <b>第1条</b> この条例は、地方公務員法 ( 昭和25年法律第261号。以下「法」という。 ) 第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律 ( 昭和31年法律第162号 ) 第42条の規定に基づき、公務のため旅行する職員 ( _____ 以下「職員」という。 ) に対し支給する旅費に関し必要な事項を定め、公務の円滑な運営に資するとともに、県費の適切な支出を図ることを目的とする。

( 愛媛県職員退職手当条例の一部改正 )

**第9条** 愛媛県職員退職手当条例 ( 昭和29年愛媛県条例第3号 ) の一部を次のように改正する。  
 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
( 退職手当の支給 ) <b>第2条</b> 省略 2 職員以外の者 ( 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除	( 退職手当の支給 ) <b>第2条</b> 省略 2 職員以外の者 ( 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除

く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病氣(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。ただし、法第22条の2第1項第1号に掲げる者については、この限りでない。

(一般の退職手当の額に係る特例)

#### 第6条の5 省略

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の規定、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の規定又は会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)の規定により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項本文に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項本文に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち同項に規定する勤務した月が引き続いて12月を超えるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月を超える期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項本文に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 省略

#### 附 則

39 省略

40 第2条第2項本文に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項に規定する勤務した月が引き続いて6月を超えに至つた場合には、当分の間、その者を同項本文の職員とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、その者に対する第3条から第5条までの規定による退職手当の額は、これらの規定により計算した退職手当の額の100分の50に相当する金額とする。

41 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する第7条の2の規定の適用については、同条中「12月」とあるのは、「6月」とする。

く。)のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日(法令又は条例若しくはこれに基づく人事委員会規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。)が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至つたもので、その超えるに至つた日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例(第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病氣(以下「傷病」という。)による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。)の規定を適用する。

(一般の退職手当の額に係る特例)

#### 第6条の5 省略

2 前項の「基本給月額」とは、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の規定又は教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)の規定 \_\_\_\_\_ により給与が給料、扶養手当及び地域手当に区分して支給される職員については、これらの月額合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて人事委員会規則で定める額とする。

(勤続期間の計算の特例)

第7条の2 次の各号に掲げる者に対する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、当該各号に掲げる期間は、前条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。

- (1) 第2条第2項 \_\_\_\_\_ に規定する者 その者の同項に規定する勤務した月が引き続いて12月をこえるに至るまでのその引き続いて勤務した期間
- (2) 第2条第2項 \_\_\_\_\_ に規定する者以外の常時勤務に服することを要しない者のうち同項に規定する勤務した月が引き続いて12月をこえるに至るまでの間に引き続いて職員となり、通算して12月をこえる期間勤務したもの その職員となる前の引き続いて勤務した期間

第7条の3 第7条第5項に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間には、第2条第2項 \_\_\_\_\_ に規定する者に相当する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。

2 省略

#### 附 則

39 省略

( 農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例の一部改正 )

**第10条** 農業、水産又は工業に係る産業教育に従事する県立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する条例(昭和33年愛媛県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> この条例において「教員」とは、<u>教頭、教諭、助教諭又は</u> 県費負担の講師(常時勤務の者並びに地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる者に限る。)をいう。</p> <p>( 支給方法 )</p> <p><b>第6条</b> 産業教育手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料が教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第9条により職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第6条の規定を適用して算出されている場合又は会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第21条の規定により算出されている場合には、その給料の額に第3条に規定する割合を乗じて得た額とする。</p> <p><b>第7条</b> 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 勤務しなかつた場合(地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる者以外の教員について、教育職員の給与に関する条例第20条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、同条例第13条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。)</p>	<p>( 定義 )</p> <p><b>第2条</b> この条例において「教員」とは____、<u>教諭、助教諭又は</u> 県費負担の講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者_____に限る。)をいう。</p> <p>( 支給方法 )</p> <p><b>第6条</b> 産業教育手当は、給料の支給方法に準じて支給する。ただし、給料が教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第9条により職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)第6条の規定を適用して算出されている場合_____</p> <p>_____には、その給料の額に第3条に規定する割合を乗じて得た額とする。</p> <p><b>第7条</b> 産業教育手当は、月の1日から末日までの間において引き続き16日以上次の各号の一に該当する場合は支給しない。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 勤務しなかつた場合( _____教育職員の給与に関する条例第20条第1項の場合及び公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤(地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。)により負傷し、若しくは疾病にかかり、同条例第13条の規定に基づいて勤務しないことにつき特に承認のあつた場合を除く。)</p>

( 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正 )

**第11条** 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 給与の特例 )</p> <p><b>第20条</b> 企業職員で地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員であるものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p> <p><u>2 臨時の企業職員のうち、この条例の規定を適用することが適当でないものの給与については、この条例の規定にかかわらず、予算の範囲内において、別に管理者が定める。</u></p>	<p>( 非常勤職員の給料 )</p> <p><b>第20条</b> 企業職員で職員以外の _____ものについては、職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給する。</p>

( 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正 )

**第12条** 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(昭和63年愛媛県条例第4号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 職員の派遣 )</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p><u>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職</u></p>	<p>( 職員の派遣 )</p> <p><b>第2条</b> 省略</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職</p>

員とする。 (1)・(2) 省略 (3) 地方公務員法第22条 _____ の規定による条件付採用期間中の職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 省略	員とする。 (1)・(2) 省略 (3) 地方公務員法第22条第1項の規定による条件付採用期間中の職員（人事委員会規則で定める職員を除く。） (4)・(5) 省略
--	--

（職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第13条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年愛媛県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p><b>第3条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「県等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第1項又は第2項の規定 _____ により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 省略</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p><b>第9条</b> 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第19条第1項、<u>教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）第19条第1項又は会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第12条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</u></p> <p>2 職員給与と条例第19条の4第1項又は教育職員給与と条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員を除く。）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤労手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p><b>第3条</b> 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「県等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとする場合（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該県等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）当該子が1歳2箇月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第8条又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。）第9条の規定による有給休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数を合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）</p> <p>(3) 省略</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p><b>第9条</b> 職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第19条第1項又は教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）第19条第1項 _____ に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間（人事委員会規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る期末手当を支給する。</p> <p>2 職員給与と条例第19条の4第1項又は教育職員給与と条例第19条の4第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員 _____ のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤労手当を支給する。</p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p>

第10条 育児休業をした職員（地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。\_\_\_\_\_）

\_\_\_\_\_）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第14条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和26年愛媛県条例第56号。以下「職員勤務時間等条例」という。）第11条第3項ただし書又は教育職員の休日、休暇並びに勤務時間等に関する条例（昭和27年愛媛県条例第31号。以下「教育職員勤務時間等条例」という。）第11条第2項ただし書の規定の適用を受ける職員については、職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日（職員勤務時間等条例第2条第1項又は教育職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（職員勤務時間等条例第11条第4項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

（部分休業を請求することができない職員）

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員（企業職員及び技能労務職員を除く。以下この条から第24条までにおいて同じ。）とする。

- (1) 省略
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法\_\_\_\_\_第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

ア・イ 省略

（部分休業の承認）

第23条 省略

2 省略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が子の保育のために無給休暇\_\_\_\_\_の許可を与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該無給休暇として与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。

第10条 育児休業をした職員（\_\_\_\_\_地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員（以下「企業職員」という。）及び技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和27年愛媛県条例第50号）第1条の技能労務職員（以下「技能労務職員」という。）を除く。第22条から第24条までにおいて同じ。）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

\_\_\_\_\_）が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（職員給与条例第4条第5項又は教育職員給与条例第7条第1項に規定する人事委員会規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

（育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態）

第14条 育児休業法第10条第1項第5号の条例で定める勤務の形態は、職員勤務時間等条例\_\_\_\_\_第11

条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_第11条第2項ただし書の規定の適用を受ける職員については、職員勤務時間等条例第11条第3項ただし書又は教育職員勤務時間等条例第11条第2項ただし書の人事委員会規則で定める期間につき1週間当たり1日以上の割合の日を週休日（職員勤務時間等条例第2条第1項又は教育職員勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。）とし、当該期間につき1週間当たりの勤務時間が19時間25分、19時間35分、23時間15分又は24時間35分となるように勤務する形態（育児休業法第10条第1項第1号から第4号までに掲げる勤務の形態を除き、勤務日（職員勤務時間等条例第11条第4項又は教育職員勤務時間等条例第11条第3項に規定する勤務日をいう。）が引き続き人事委員会規則で定める日数を超えず、かつ、1回の勤務が人事委員会規則で定める時間を超えないものに限る。）とする。

（部分休業を請求することができない職員）

第22条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員\_\_\_\_\_とする。

- (1) 省略
(2) 次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）

ア・イ 省略

（部分休業の承認）

第23条 省略

2 省略

3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が子の保育のために職員勤務時間等条例第3条第2項の規定による有給休暇の許可を与えられている場合にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該有給休暇として与えられている時間を減じた時間を超えない範囲内で）行うものとする。





で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続き退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項本文に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続き退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他人事委員会規則で定める場合を除き、人事委員会規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に人事委員会規則で定める事項を届け出なければならない。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### ○愛媛県条例第7号

会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

#### 会計年度任用職員の給与等に関する条例

（趣旨）

**第1条** この条例は、職員の給与に関する条例（昭和26年愛媛県条例第57号。以下「職員給与条例」という。）第20条第1項及び教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号。以下「教育職員給与条例」という。）第19条の6第1項の規定に基づき、会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員をいう。第19条、第21条から第23条まで及び別表において同じ。）の給与及び費用の弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

（給与）

**第2条** 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、報酬及び期末手当とし、同項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）の受ける給与は、給料並びに地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、へき手当（これに準ずる手当を含む。以下同じ。）、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当、義務教育等教員特別手当（以下「地域手当等」という。）及び期末手当とする。

2 第1号会計年度任用職員の報酬は、基本報酬並びに地域手当、特殊勤務手当、超過勤務手当、休日給、夜勤手当、宿直手当、日直手当及び初任給調整手当に相当する報酬とする。

3 前項の基本報酬は、月額で定めるものとする。ただし、任命権者が月額により難いと認めるときは、日額又は時間額で定めることができる。

（第1号会計年度任用職員の基本報酬）

**第3条** 第1号会計年度任用職員の基本報酬の額は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、職員給与条例の適用を受ける職員及び教育職員給与条例の適用を受ける教育職員の給料の額との権衡を考慮して、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

- 基本報酬の額を月額で定める場合 別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の右欄に定める上限額に当該第1号会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
- 基本報酬の額を日額で定める場合 別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の右欄に定める上限額を21で除して得た額に当該第1号会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た数を乗じて得た額
- 基本報酬の額を時間額で定める場合 別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の右欄に定める上限額を162.75で除して得た額

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上同項の規定により難いと認められる第1号会計年度任用職員の基本報酬の額は、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

（第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬）

**第4条** 職員給与条例第9条の2及び第9条の3の規定は、第1号会計年度任用職員の地域手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「地域手当」とあるのは「地域手当に相当する報酬」と、職員給与条例第9条の2第1項中「地域に在勤す

る職員」とあるのは「地域に在勤する会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員（同条例第3条第2項の規定により基本報酬の額が定められたものを除く。以下この項及び次条において同じ。）と、「定めるものに在勤する職員」とあるのは「定めるものに在勤する同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第2項中「の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「の額は、会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第2項の基本報酬の額」と、職員給与条例第9条の3中「医療職給料表(一)の適用を受ける職員には、前条」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員であつて、その職種の区分が同条例別表に規定する職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第4医療職給料表(一)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職に該当するものには、会計年度任用職員の給与等に関する条例第4条の規定により読み替えられた前条」と、「当分の間、前条」とあるのは「当分の間、同条例第4条の規定により読み替えられた前条」と、「給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額」とあるのは「同条例第2条第2項の基本報酬の額」と、「得た月額」とあるのは「得た額」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬）

**第5条** 職員給与条例第11条及び教育職員給与条例第12条の規定は、第1号会計年度任用職員の特殊勤務手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「給料」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第2項の基本報酬」と、「特殊勤務手当」とあるのは「特殊勤務手当に相当する報酬」と、職員給与条例第11条第1項中「職員」とあるのは「同条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、教育職員給与条例第12条第1項中「教育職員」とあるのは「同条第1項に規定する第1号会計年度任用職員である教育職員」と、同条第2項中「教育職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員である教育職員」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬）

**第6条** 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた第1号会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の100から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当に相当する報酬として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した第1号会計年度任用職員に休日給に相当する報酬が支給されることとなる日を除く。次号において同じ。）における勤務のうち、正規の勤務時間とその時間を超えて勤務した時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務（人事委員会規則で定める勤務を除く。）

(2) 正規の勤務時間が割り振られた日における勤務のうち、正規の勤務時間とその時間を超えて勤務した時間の合計が7時間45分を超える勤務

(3) 前2号に掲げる勤務以外の勤務

**2** 職員給与条例第14条第3項から第7項までの規定は、第1号会計年度任用職員の超過勤務手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18条」とあるのは「同条例第10条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「超過勤務手当」とあるのは「超過勤務手当に相当する報酬」と、同条第3項中「職員勤務時間等条例第11条第4項の規定により、あらかじめ同条第3項の規定により」とあるのは「あらかじめ」と、「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第4項から第6項まで中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第4項中「職員勤務時間等条例第11条第3項及び第4項の規定に基づく週休日」とあるのは「週休日」と、「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項」とあるのは「同条例第6条第1項及び同条第2項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた前項の規定による超過勤務手当に相当する報酬の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項及び第7項中「第1項」とあるのは「同条例第6条第1項」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第6条第2項の規定により読み替えられた第4項」と、「第3項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第3項」と、同条第7項中「第2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第6条第1項第1号」と、「第4項及び前項」とあるのは「同条第2項の規定により読み替えられた第4項及び前項」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬）

**第7条** 職員給与条例第15条の規定は、第1号会計年度任用職員の休日給に相当する報酬について準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する休日（職員勤務時間等条例第2条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日」とあるのは「正規の勤務時間が割り振られた日であつて勤務を要しない日（当該日に特に勤務することを命ぜられた場合であつて当該日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該日」と、同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「第18条」とあるのは「同条例第10条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「休日給」とあるのは「休日給に相当する報酬」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬）

**第8条** 職員給与条例第16条の規定は、第1号会計年度任用職員の夜勤手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条中

「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「第18条」とあるのは「同条例第10条」と、「給与額」とあるのは「報酬額」と、「夜勤手当」とあるのは「夜勤手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の宿直手当及び日直手当に相当する報酬）

**第9条** 職員給与と条例第17条の規定は、第1号会計年度任用職員の宿直手当及び日直手当に相当する報酬について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「第14条第1項及び第15条」とあるのは、「同条例第6条第1項及び第7条」と、「宿直手当」とあるのは「宿直手当に相当する報酬」と、「日直手当」とあるのは「日直手当に相当する報酬」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額の算出）

**第10条** 第1号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1月当たりの勤務時間数が定められているとき 基本報酬の額に地域手当及び初任給調整手当に相当する報酬額を加えた額（以下この条において「算定基礎額」という。）に12を乗じた額を、当該定められた1月当たりの勤務時間数に12を乗じて得た数から人事委員会規則で定める時間数を減じた数で除して得た額
- (2) 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1週間当たりの勤務時間数が定められているとき 算定基礎額に12を乗じて得た額を、当該定められた1週間当たりの勤務時間数に52を乗じて得た数から人事委員会規則で定める時間数を減じた数で除して得た額
- (3) 基本報酬の額が日額で定められている場合 算定基礎額を当該定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た額
- (4) 基本報酬の額が時間額で定められている場合 算定基礎額

（第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬）

**第11条** 次の各号に掲げる職に新たに採用された第1号会計年度任用職員（第3条第2項の規定により基本報酬の額が定められたものを除く。以下この条において同じ。）には、当該各号に定める額を超えない範囲内の額を、第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から35年以内、第3号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から15年以内、第4号に掲げる職に係るものにあつては最初の採用の日から5年以内の期間、最初の採用の日（第1号及び第2号に掲げる職に係るものにあつては、最初の採用の日から人事委員会規則で定める期間を経過した日）から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

- (1) 職種の区分が別表に規定する職員給与と条例の適用を受ける職員のうち職員給与と条例別表第4 医療職給料表(一)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職に該当する第1号会計年度任用職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1月当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与と条例第18条の4第1項第1号に定める額に当該定められた1月当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数に21を乗じて得た勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額

イ 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1週間当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与と条例第18条の4第1項第1号に定める額に当該定められた1週間当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額

ウ 基本報酬の額が日額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与と条例第18条の4第1項第1号に定める額を21で除して得た額に、当該定められた1日当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額

エ 基本報酬の額が時間額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与と条例第18条の4第1項第1号に定める額を162.75で除して得た額

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 任命権者が知事と協議して定める額

- (2) 医学又は歯学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職（前号に掲げる職を除く。）で人事委員会規則で定めるもの 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1月当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与と条例第18条の4第1項第2号に定める額に当該定められた1月当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数に21を乗じて得た勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額

イ 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1週間当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与と条例第18条の4第1項第2号に定める額に当該定められた1週間当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額

ウ 基本報酬の額が日額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与と条例第18条の4第1項第2号に定める額を21で除して得た額に、当該定められた1日当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額

エ 基本報酬の額が時間額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与と条例第18条の4第1項第2号に定める額を162.75で除して得た額

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 任命権者が知事と協議して定める額

- (3) 獣医学に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職で人事委員会規則で定めるものに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1月当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与条例第18条の4第1項第3号に定める額に当該定められた1月当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数に21を乗じて得た勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額
- イ 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1週間当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与条例第18条の4第1項第3号に定める額に当該定められた1週間当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額
- ウ 基本報酬の額が日額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与条例第18条の4第1項第3号に定める額を21で除して得た額に、当該定められた1日当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額
- エ 基本報酬の額が時間額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与条例第18条の4第1項第3号に定める額を162.75で除して得た額
- オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 任命権者が知事と協議して定める額
- (4) 前3号に掲げる職以外の職のうち特殊な専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められる職で人事委員会規則で定めるものに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- ア 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1月当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与条例第18条の4第1項第4号に定める額に当該定められた1月当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数に21を乗じて得た勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額
- イ 基本報酬の額が月額で定められている場合において、1週間当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与条例第18条の4第1項第4号に定める額に当該定められた1週間当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1週間当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額
- ウ 基本報酬の額が日額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与条例第18条の4第1項第4号に定める額を21で除して得た額に、当該定められた1日当たりの勤務時間数を常時勤務を要する職員について定められた1日当たりの勤務時間数で除して得た数を乗じて得た額
- エ 基本報酬の額が時間額で定められている場合において、1日当たりの勤務時間数が定められているとき 職員給与条例第18条の4第1項第4号に定める額を162.75で除して得た額
- オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 任命権者が知事と協議して定める額
- 2 職員給与条例第18条の4第2項及び第3項の規定は、第1号会計年度任用職員の初任給調整手当に相当する報酬について準用する。この場合において、これらの規定中「初任給調整手当」とあるのは「初任給調整手当に相当する報酬」と、同条第2項中「前項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第11条第1項」と、「在職する職員」とあるのは「在職する同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「同項」とあるのは「同条例第11条第1項」と、「支給される職員」とあるのは「支給される同条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、「認められる職員」とあるのは「認められる同項に規定する第1号会計年度任用職員」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第11条第1項及び同条第2項の規定により読み替えられた前項」と読み替えるものとする。
- (第1号会計年度任用職員の期末手当)
- 第12条** 期末手当は、任期が6月以上かつ定められた1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上の者であって、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する第1号会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。
- 2 前項の任期は、第1号に掲げる任期と第2号に掲げる任期とを合算した任期とする。
- (1) 基準日の属する会計年度における定められた週の勤務時間が15時間30分以上の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての任期
- (2) 基準日の属する会計年度の初日から当該基準日まで引き続いて第1号会計年度任用職員である者に係る同会計年度の前会計年度において定められた週の勤務時間が15時間30分以上の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員となった日から同会計年度の末日までの引き続いた任期
- 3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30
- 4 前項の期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 基本報酬の額が月額で定められている場合 それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した第1号会計年度任用職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において第1号会計年度任用職員が受けるべき当該基本報酬の額にこれに対する地域手当に相当する報酬の額を加えた額（以下「期末手当基礎額の算定基礎額」という。）
- (2) 基本報酬の額が日額で定められている場合 期末手当基礎額の算定基礎額に、人事委員会規則で定める1月当たりの勤務日数を乗じて得た額
- (3) 基本報酬の額が時間額で定められている場合 期末手当基礎額の算定基礎額に、人事委員会規則で定める1月当たりの勤務時間を乗じて得た額

5 第3項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

6 職員給与条例第19条の2及び第19条の3の規定は、第1号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第1号会計年度任用職員」と、職員給与条例第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第12条第1項」と読み替えるものとする。

（第1号会計年度任用職員の費用の弁償）

**第13条** 第1号会計年度任用職員には、職員給与条例第10条の規定により通勤手当の支給を受ける職員との権衡を考慮して、通勤に要する費用を弁償する。

2 前項に規定するもののほか、同項の費用の弁償の支給方法その他必要な事項は、職員の旅費に関する条例（昭和28年愛媛県条例第6号）に基づく旅費の支給を受ける者との権衡を考慮して、任命権者が別に定める。

**第14条** 第1号会計年度任用職員が、出張し、又は赴任したときは、その費用を弁償する。

2 前項に規定するもののほか、同項の費用の弁償の支給方法その他必要な事項は、職員の旅費に関する条例の適用を受ける職員の例による。

（第2号会計年度任用職員の給料）

**第15条** 第2号会計年度任用職員の給料の額は、職務の複雑、困難及び責任の度に応じ、かつ、職員給与条例の適用を受ける職員及び教育職員給与条例の適用を受ける教育職員の給料の額との権衡を考慮して、別表の左欄に掲げる職種の区分に応じ、同表の右欄に定める上限額を超えない範囲内において、人事委員会規則で定めるところにより決定する。

2 前項の規定にかかわらず、職務の性質上同項の規定により難いと認められる第2号会計年度任用職員の給料の額は、任命権者が人事委員会と協議して定める額とする。

（第2号会計年度任用職員の地域手当等）

**第16条** 第20条及び第22条に定めるもののほか、第2号会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特勤勤務手当、へき手当、宿直手当、日直手当、初任給調整手当、定時制通信教育手当及び義務教育等教員特別手当（地域手当及び初任給調整手当にあっては、前条第2項の規定により給料の額が定められた職員に係るものを除く。）については、職員給与条例及び教育職員給与条例の規定によりこれらの手当の支給を受ける職員及び教育職員の例による。

2 正規の勤務時間外に勤務することを命ぜられた第2号会計年度任用職員には、正規の勤務時間外に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間外にした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で人事委員会規則で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（第4項の規定により正規の勤務時間中に勤務した第2号会計年度任用職員に休日給が支給されることとなる日を除く。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

3 職員給与条例第14条第3項から第6項までの規定は、第2号会計年度任用職員の超過勤務手当について準用する。この場合において、同条第3項、第4項及び第6項中「第18条」とあるのは「同条例第17条」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第16条第2項」と、「職員勤務時間等条例第11条第4項の規定により、あらかじめ同条第3項の規定により」とあるのは「あらかじめ」と、「職員」とあるのは「同条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、同条第4項から第6項まで中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、同条第4項中「職員勤務時間等条例第11条第3項及び第4項の規定に基づく週休日」とあるのは「週休日」と、「第1項（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び前項」とあるのは「同条例第16条第2項及び同条第3項の規定により読み替えられた前項」と、同条第5項中「職員勤務時間等条例第10条の2第1項に規定する超勤代休時間」とあるのは「同条例第16条第3項の規定により読み替えられた前項の規定による超過勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間」と、同条第6項中「第4項」とあるのは「同条例第16条第3項の規定により読み替えられた第4項」と、「第1項」とあるのは「同条例第16条第2項」と、「第3項」とあるのは「同条第3項の規定により読み替えられた第3項」と読み替えるものとする。

4 職員給与条例第15条の規定は、第2号会計年度任用職員の休日給について準用する。この場合において、同条第1項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、「職員勤務時間等条例第2条第1項に規定する休日（職員勤務時間等条例第2条の2第1項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該休日）」とあるのは「正規の勤務時間が割り振られた日であつて勤務を要

しない日（当該日に特に勤務することを命ぜられた場合であつて当該日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあつては、当該日」と、同条第2項中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、「第18条」とあるのは「同条例第17条」と読み替えるものとする。

5 職員給与と条例第16条の規定は、第2号会計年度任用職員の夜勤手当について準用する。この場合において、同条中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、「第18条」とあるのは、「同条例第17条」と読み替えるものとする。

（第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額の算出）

**第17条** 第2号会計年度任用職員の勤務1時間当たりの給与額は、職員給与と条例及び教育職員給与と条例の規定により勤務1時間当たりの給与額が算出される職員及び教育職員の例による。

（第2号会計年度任用職員の期末手当）

**第18条** 期末手当は、任期が6月以上であつて、基準日にそれぞれ在職する第2号会計年度任用職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 前項の任期は、第1号に掲げる任期と第2号に掲げる任期とを合算した任期とする。

(1) 基準日の属する会計年度における定められた週の勤務時間が15時間30分以上の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員としての任期

(2) 基準日の属する会計年度の初日から当該基準日まで引き続いて第2号会計年度任用職員である者に係る同会計年度の前会計年度において定められた週の勤務時間が15時間30分以上の第1号会計年度任用職員又は第2号会計年度任用職員となった日から同会計年度の末日までの引き続いた任期

3 第1項の期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

4 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した第2号会計年度任用職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在）において第2号会計年度任用職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 第3項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

6 職員給与と条例第19条の2及び第19条の3の規定は、第2号会計年度任用職員の期末手当について準用する。この場合において、これらの規定中「職員」とあるのは「会計年度任用職員の給与等に関する条例第2条第1項に規定する第2号会計年度任用職員」と、職員給与と条例第19条の2中「前条第1項」とあるのは、「会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年愛媛県条例第7号）第18条第1項」と読み替えるものとする。

（給与及び費用の弁償の特例）

**第19条** 会計年度任用職員の給与及び費用の弁償につきこの条例の規定により難い特別の事情を有すると任命権者が認める事項については、任命権者が、給与にあつては人事委員会と、費用の弁償にあつては知事と協議して特別の定めをすることができる。

（給与の支給）

**第20条** 給与（期末手当を除く。次項において同じ。）の計算期間は、月の初日から末日までとする。

2 給与は、毎月1回、その計算期間の翌月の人事委員会規則で定める日に、当該計算期間に係る全額を支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、第2号会計年度任用職員の通勤手当は、職員給与と条例第10条第5項に規定する支給単位期間（人事委員会規則で定める通勤手当にあつては、人事委員会規則で定める期間）に係る最初の月の人事委員会規則で定める日に、当該支給単位期間に係る全額を支給する。

**第21条** 新たに会計年度任用職員となった者には、その日から基本報酬又は給料を支給し、その基本報酬又は給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた基本報酬又は給料を支給する。

2 会計年度任用職員が離職したときは、その日まで基本報酬又は給料を支給する。

3 会計年度任用職員が死亡したときは、その月まで基本報酬又は給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により月額で定められた基本報酬又は給料を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその期間の末日まで支給するとき以外のときは、その基本報酬又は給料の額は、その期間の現日数から正規の勤務時間が割り振られた日以外の日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

（給与の減額）

**第22条** 会計年度任用職員が勤務しないとき（有給休暇の許可を受けた場合を除く。）は、その勤務しない1時間につき、第1号会計年度任用職員にあつては第10条に規定する勤務1時間当たりの報酬額を、第2号会計年度任用職員にあつては第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。

（その他の事項）

**第23条** この条例に定めるもののほか、会計年度任用職員の給与の支給方法については、職員給与条例及び教育職員給与条例の適用を受ける職員及び教育職員の例による。

**第24条** この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

**附 則**

( 施行期日 )

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

( 経過措置 )

2 令和2年3月31日において地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律(平成29年法律第29号。以下「改正法」という。)第1条の規定による改正前の地方公務員法第22条第2項の規定により臨時的に任用されていた者がこの条例の施行の日に第2号会計年度任用職員となった場合(当該第2号会計年度任用職員の任期(改正法による改正後の地方公務員法第22条の2第4項の規定により第2号会計年度任用職員として更新されることとなる任期を含む。)の末日が令和2年5月1日から同年11月1日までの間にある場合に限る。)、当該第2号会計年度任用職員の同年6月に支給する期末手当の額は、第18条第3項の規定にかかわらず、当該臨時的に任用されていた者に係る任期が当該末日まで引き続いていたとした場合にその者が受けることとなる期末手当の額とする。

( 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 )

3 職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>職員の特殊勤務手当等に関する条例</b> ( この条例の目的 )	<b>職員の特殊勤務手当に関する条例</b> ( この条例の目的及び効力 )
<b>第1条</b> この条例は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。)第11条( <u>会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第5条において準用する場合を含む。</u> )の規定に基づき、 <u>職員の特殊勤務手当(これに相当する報酬を含む。以下同じ。)</u> に関する事項を定めることを目的とする。	<b>第1条</b> この条例は、職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号。以下「給与条例」という。)第11条 _____ の規定に基き、 <u>職員の特殊勤務手当 _____</u> に関する事項を定めることを目的とする。

( 教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正 )

4 教育職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年愛媛県条例第32号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>教育職員の特殊勤務手当等に関する条例</b> ( この条例の目的 )	<b>教育職員の特殊勤務手当に関する条例</b> ( この条例の目的及び効力 )
<b>第1条</b> この条例は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第12条( <u>会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年愛媛県条例第7号)第5条において準用する場合を含む。</u> )の規定に基づき、 <u>教育職員の特殊勤務手当(これに相当する報酬を含む。以下同じ。)</u> に関する事項を定めることを目的とする。	<b>第1条</b> この条例は、教育職員の給与に関する条例(昭和27年愛媛県条例第30号)第12条 _____ の規定に基き、 <u>教育職員の特殊勤務手当 _____</u> に関する事項を定めることを目的とする。

**別表(第3条、第11条、第15条関係)**

職種区分	上限額
職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第1行政職給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職	職員給与条例別表第1行政職給料表の職務の級4級の最高号給の額
職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第2公安職給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職	職員給与条例別表第2公安職給料表の職務の級5級の最高号給の額
職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第3研究職給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職	職員給与条例別表第3研究職給料表の職務の級3級の最高号給の額
職員給与条例の適用を受ける職員のうち職員給与条例別表第4医療職給料表(→)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職	職員給与条例別表第4医療職給料表(→)の職務の級1級の最高号給の額



職員給与と条例の適用を受ける職員のうち職員給与と条例別表第4 医療職給料表(□)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職	職員給与と条例別表第4 医療職給料表(□)の職務の級5級の最高号給の額
職員給与と条例の適用を受ける職員のうち職員給与と条例別表第4 医療職給料表(□)の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職	職員給与と条例別表第4 医療職給料表(□)の職務の級5級の最高号給の額
教育職員給与と条例の適用を受ける教育職員のうち教育職員給与と条例別表第1 中学校・小学校教育職員給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職	教育職員給与と条例別表第1 中学校・小学校教育職員給料表の職務の級2級(特2級を除く。)の最高号給の額
教育職員給与と条例の適用を受ける教育職員のうち教育職員給与と条例別表第2 高等学校等教育職員給料表の適用を受けるものの職務と類似する職務に従事する会計年度任用職員の職	教育職員給与と条例別表第2 高等学校等教育職員給料表の職務の級2級の最高号給の額

○愛媛県条例第8号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 職員の給与に関する条例(昭和26年愛媛県条例第57号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し_____、又は死亡した職員にあつては、退職し_____、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 省略</p> <p><b>第19条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員_____</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第19条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、<u>若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し</u>、又は死亡した職員(第21条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した職員にあつては、退職し、<u>若しくは失職し</u>、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>5・6 省略</p> <p><b>第19条の2</b> 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地方公務員法第28条第4項の規定により失職した職員(<u>同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。</u>)</p> <p>(3)・(4) 省略</p> <p>( 勤勉手当 )</p>

**第19条の4** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した職員にあつては、退職し\_\_\_\_\_、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3～5 省略

（休職者の給与）

**第21条** 省略

2～4 省略

5 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、又は死亡したときは、同項\_\_\_\_\_の規定により人事委員会規則で定める日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

6・7 省略

**第19条の4** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは

地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定幹部職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3～5 省略

（休職者の給与）

**第21条** 省略

2～4 省略

5 第2項又は第3項に規定する職員が、当該各項\_\_\_\_\_に規定する期間内で第19条第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、

若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項\_\_\_\_\_の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。

6・7 省略

（教育職員の給与に関する条例の一部改正）

**第2条** 教育職員の給与に関する条例（昭和27年愛媛県条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p><b>第19条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____</p> <p>_____、又は死亡した教育職員（第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める教育職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し_____、又は死亡した教育職員にあつては、退職</p>	<p>（期末手当）</p> <p><b>第19条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第19条の3までにおいてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する教育職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日（次条及び第19条の3においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した教育職員（第20条第5項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める教育職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあつては、退職</p>

し \_\_\_\_\_、又は死亡した日現在)において教育職員が  
受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教育職員等にあつては、  
給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計  
額とする。

5・6 省略

**第19条の2** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の  
規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に  
掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、  
支給しない。

- (1) 省略
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地  
方公務員法第28条第4項の規定により失職した教育職員 \_\_\_\_\_

(3)・(4) 省略

(勤勉手当)

**第19条の4** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条にお  
いてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育  
職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務  
成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定  
める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、又は死亡した教育職員(人事委員会規則で定め  
る教育職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を  
受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗  
じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を  
受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号  
に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め  
る額を超えてはならない。

- (1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該  
教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準  
日現在(退職し \_\_\_\_\_、又は死亡した教育職員にあ  
つては、退職し \_\_\_\_\_、又は死亡した日現在。次項  
において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算し  
た額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3~5 省略

(退職者の給与)

**第20条** 省略

2~4 省略

5 第3項に規定する教育職員が、同項に規定する期間内で第19条  
第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_、又は死亡したときは、同項 \_\_\_\_\_の規定により人事委員  
会規則で定める日に、同項の例による額の期末手当を支給するこ  
とができる。ただし、人事委員会規則で定める教育職員について  
は、この限りでない。

6・7 省略

し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において教育職員が  
受けるべき給料の月額(育児短時間勤務教育職員等にあつては、  
給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額の合計  
額とする。

5・6 省略

**第19条の2** 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の  
規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に  
掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、  
支給しない。

- (1) 省略
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地  
方公務員法第28条第4項の規定により失職した教育職員(同法  
第16条第1号に該当して失職した教育職員を除く。)

(3)・(4) 省略

(勤勉手当)

**第19条の4** 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条にお  
いてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する教育  
職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務  
成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定  
める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若し  
くは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規  
定により失職し、又は死亡した教育職員(人事委員会規則で定め  
る教育職員を除く。)についても、同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者又はその委任を  
受けた者が人事委員会規則で定める基準に従つて定める割合を乗  
じて得た額とする。この場合において、任命権者又はその委任を  
受けた者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号  
に掲げる教育職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定め  
る額を超えてはならない。

- (1) 前項の教育職員のうち再任用教育職員以外の教育職員 当該  
教育職員の勤勉手当基礎額に当該教育職員がそれぞれその基準  
日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した教育職員にあ  
つては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項  
において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算し  
た額に100分の92.5を乗じて得た額の総額

(2) 省略

3~5 省略

(退職者の給与)

**第20条** 省略

2~4 省略

5 第3項に規定する教育職員が、同項に規定する期間内で第19条  
第1項に規定する基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公  
務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失  
職し、又は死亡したときは、第19条第1項の規定により人事委員  
会規則で定める日に、同項の例による額の期末手当を支給するこ  
とができる。ただし、人事委員会規則で定める教育職員について  
は、この限りでない。

6・7 省略

(技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

**第3条** 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和27年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第12条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(知事が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第13条</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し_____、又は死亡した職員(知事が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>( 退職手当 )</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職_____をした者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～6 省略</p>	<p>( 期末手当 )</p> <p><b>第12条</b> 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(知事が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>( 勤勉手当 )</p> <p><b>第13条</b> 勤勉手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(知事が定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>( 退職手当 )</p> <p><b>第14条 省略</b></p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、任命権者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者</p> <p>(3) 省略</p> <p>3～6 省略</p>

( 職員の旅費に関する条例の一部改正 )

**第4条** 職員の旅費に関する条例(昭和28年愛媛県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 旅費の支給 )</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条第1号若しくは第4号又は第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、<u>前項の規定にかかわらず</u>、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 省略</p>	<p>( 旅費の支給 )</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 省略</p> <p>3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、法第16条第2号及び第5号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由により退職等となった場合には、<u>同項の規定にかかわらず</u>、同項の規定による旅費は、支給しない。</p> <p>4～6 省略</p>

( 愛媛県職員退職手当条例の一部改正 )

**第5条** 愛媛県職員退職手当条例(昭和29年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>( 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限 )</p> <p><b>第12条</b> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に</p>	<p>( 懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限 )</p> <p><b>第12条</b> 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者(当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に</p>

至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 省略
- (2) 法第28条第4項の規定による失職 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_又はこれに準ずる退職をした者

2・3 省略

至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

- (1) 省略
- (2) 法第28条第4項の規定による失職(法第16条第1号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者

2・3 省略

(愛媛県立自然公園条例の一部改正)

**第6条** 愛媛県立自然公園条例(昭和33年愛媛県条例第50号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定認定機関)</p> <p><b>第24条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 未成年者 _____</li> <li>(2) <u>心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者</u></li> <li>(3) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></li> <li>(4) 省略</li> <li>(5) 省略</li> <li>(6) 省略</li> </ul> <p>4～6 省略</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p><b>第28条</b> 省略</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第24条第3項各号(第5号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 省略</p>	<p>(指定認定機関)</p> <p><b>第24条</b> 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 未成年者、<u>成年被後見人又は被保佐人</u></li> <li>(2) <u>破産者で復権を得ないもの</u></li> <li>(3) 省略</li> <li>(4) 省略</li> <li>(5) 省略</li> </ul> <p>4～6 省略</p> <p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p><b>第28条</b> 省略</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第24条第3項各号(第4号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 省略</p>

(愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

**第7条** 愛媛県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年愛媛県条例第38号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当)</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職 _____ _____をした者</li> <li>(3) 省略</li> </ul> <p>3～6 省略</p>	<p>(退職手当)</p> <p><b>第16条</b> 省略</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 省略</li> <li>(2) 地方公務員法第28条第4項の規定による失職(同法第16条第1号に該当する場合を除く。)をした者</li> <li>(3) 省略</li> </ul> <p>3～6 省略</p>

(愛媛県心身障害者扶養共済制度条例の一部改正)

**第8条** 愛媛県心身障害者扶養共済制度条例(昭和45年愛媛県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(年金管理者)</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>(2) <u>破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</u></p> <p>3～7 省略</p>	<p>(年金管理者)</p> <p><b>第10条 省略</b></p> <p>2 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>破産者であつて復権を得ないもの</u></p> <p>3～7 省略</p>

**附 則**

- この条例は、令和元年12月14日から施行する。
- この条例の施行の日前に成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）第44条の規定による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職した職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給については、第1条の規定による改正後の職員の給与に関する条例第19条第1項及び第4項、第19条の2第2号（同条例第19条の4第5項及び第21条第6項において準用する場合を含む。）、第19条の4第1項及び第2項第1号並びに第21条第5項、第2条の規定による改正後の教育職員の給与に関する条例第19条第1項及び第4項、第19条の2第2号（同条例第19条の4第5項及び第20条第6項において準用する場合を含む。）、第19条の4第1項及び第2項第1号並びに第20条第5項並びに第3条の規定による改正後の技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第12条及び第13条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○愛媛県条例第9号

愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

**愛媛県職員退職手当条例の一部を改正する条例**

愛媛県職員退職手当条例（昭和29年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>33 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>34 旧機関（<u>学校教育法等の一部を改正する法律（令和元年法律第11号）第2条の規定による改正前の国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等</u></p>	<p><b>附 則</b></p> <p>33 平成16年3月31日に国立大学法人法（平成15年法律第112号）<u>附則別表第1</u>の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第4条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第2条第1項に規定する国立大学法人及び同条第3項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となつた場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。</p> <p>34 旧機関（<u>国立大学法人法附則第17条に規定する大学及び同法附則別表第2の上欄に掲げる国立短期大学を含む。）の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となつた場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等</u></p>

の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、人事委員会規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第10号

愛媛県子ども子育て応援基金条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県子ども子育て応援基金条例

(設置)

第1条 子ども及び子育て世帯を支援するための施策の実施に要する経費の財源に充てるため、子ども子育て応援基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額の合計額として一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

- (1) 前条の施策の実施のために寄附された寄附金の額に相当する額
(2) 前号の寄附金の額に相当する額を基準として知事が必要と認める額

2 前項に定めるもののほか、基金は、必要があるときは、予算の定めるところにより、積立てをすることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入する。

(処分)

第5条 基金は、第1条の目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第11号

愛媛県手数料条例の一部を改正する等の条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する等の条例

(愛媛県手数料条例の一部改正)

第1条 愛媛県手数料条例(平成12年愛媛県条例第3号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 main columns: '改正後' (After Amendment) and '改正前' (Before Amendment). Each column contains a '別表' (Annex) with a table of fees. The 'After' table has a new entry for '47 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項の規定に基づき' with a fee of 6,000円. The 'Before' table has a blank entry for the same item.

づく地方卸売市場の認定の申請 に対する審査	手数料				
48 省略				46の2 省略	
49 省略				46の3 省略	
				47 削除	
				48 削除	
				49 削除	
50～61 省略				50～61 省略	
備考 省略				備考 省略	
5・6 省略				5・6 省略	

(愛媛県卸売市場条例の廃止)

第2条 愛媛県卸売市場条例(昭和47年愛媛県条例第25号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年12月21日から施行する。ただし、第2条及び附則第3項の規定は、令和2年6月21日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和2年6月20日までの間における第1条の規定による改正後の愛媛県手数料条例別表4の表47の項の規定の適用については、同項の左欄中「卸売市場法(昭和46年法律第35号)第13条第1項」とあるのは、「卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成30年法律第62号)附則第3条第4項」とする。

(愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

- 3 愛媛県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成17年愛媛県条例第15号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表(第7条関係)	別表(第7条関係)
1～4 省略	1～4 省略
	5 愛媛県卸売市場条例(昭和47年愛媛県条例第25号)
5 省略	第9条第1項及び第3項
6 省略	6 省略
7 省略	7 省略
8 省略	8 省略
	9 省略

○愛媛県条例第12号

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例

愛媛県県道の構造の技術的基準等を定める条例(平成24年愛媛県条例第74号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(車線等)	(車線等)
第4条 車道(副道、停車帯、自転車通行帯その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)第2条に掲げる部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この	第4条 車道(副道、停車帯_____その他道路構造令施行規則(昭和46年建設省令第7号。以下「省令」という。)第2条に掲げる部分を除く。)は、車線により構成されるものとする。ただし、第3種第5級又は第4種第4級の道路にあっては、この



限りでない。

2～4 省略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

（副道）

第6条 省略

2 副道（自転車通行帯を除く。）の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

第8条 省略

（自転車通行帯）

第8条の2 自動車及び自転車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道を設ける道路を除く。）には、車道の左端寄り（停車帯を設ける道路にあっては、停車帯の右側。次項において同じ。）に自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路（自転車道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、車道の左端寄りに自転車通行帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車通行帯の幅員は、1.5メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、1メートルまで縮小することができる。

4 自転車通行帯の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（自転車道）

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種（第4級及び第5級を除く。次項において同じ。）又は第4種（第3級及び第4級を除く。同項において同じ。）の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるものには、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路で設計速度が1時間につき60キロメートル以上であるもの（前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 省略

（自転車歩行者道）

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道又は自転車通行帯を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

限りでない。

2～4 省略

5 第3種第5級又は第4種第4級の普通道路の車道 \_\_\_\_\_ の幅員は、4メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第34条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、3メートルとすることができる。

（副道）

第6条 省略

2 副道 \_\_\_\_\_ の幅員は、4メートルを標準とするものとする。

第8条 省略

（自転車道）

第10条 自動車及び自転車の交通量が多い第3種 \_\_\_\_\_ 又は第4種の道路 \_\_\_\_\_ には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第3種若しくは第4種の道路 \_\_\_\_\_ （前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3～5 省略

（自転車歩行者道）

第11条 自動車の交通量が多い第3種又は第4種の道路（自転車道 \_\_\_\_\_ を設ける道路を除く。）には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～4 省略

( 歩道 )

**第12条** 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道若しくは自転車通行帯を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 省略

( 待避所 )

**第32条** 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道(自転車通行帯を除く。)の幅員は、5メートル以上とすること。

( 区分が変更される県道の特例 )

**第41条** 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該市町村道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条(政令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。)、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項、第3項、第5項から第7項まで、第10項及び第12項、第8条第1項、第10条第1項及び第2項、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

( 小区間改築の場合の特例 )

**第42条** 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項及び第4項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第8条の2第3項、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2～4 省略

( 歩道 )

**第12条** 第4種(第4級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)、歩行者の交通量が多い第3種(第5級を除く。)の道路(自転車歩行者道を設ける道路を除く。)又は自転車道\_\_\_\_\_を設ける第3種若しくは第4種第4級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2～5 省略

( 待避所 )

**第32条** 第3種第5級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路については、この限りでない。

(1)・(2) 省略

(3) 待避所の長さは、20メートル以上とし、その区間の車道\_\_\_\_\_の幅員は、5メートル以上とすること。

( 区分が変更される県道の特例 )

**第41条** 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場合において、当該部分を当該市町村道とすることにより政令第3条第2項の規定による区分が変更されることとなるときは、第3条(政令第3条第4項及び第5項に係る部分に限る。)、第4条、第5条第1項、第4項及び第6項、第7条第2項、第3項、第5項から第7項まで、第10項及び第12項、第8条第1項\_\_\_\_\_、第11条第3項、第12条第1項、第2項及び第4項、第14条第1項、第15条第1項、第18条、第19条、第20条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第3項、第29条第3項、第32条並びに第34条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該県道の区分とみなす。

( 小区間改築の場合の特例 )

**第42条** 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合(次項に規定する改築を行う場合を除く。)において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第8条\_\_\_\_\_、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第17条から第24条まで、第25条第3項及び第4項並びに第27条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条\_\_\_\_\_、第9条、第10条第3項、第11条第2項及び第3項、第12条第3項及び第4項、第14条第2項及び第3項、第21条第1項、第23条第2項、第25条第3項及び第4項、次条第1項及び第2項並びに第44条第1項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第13号

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県手数料条例の一部を改正する条例

第1条 愛媛県手数料条例（平成12年愛媛県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条 第4条、第7条関係）			別表（第2条 第4条、第7条関係）		
1～4 省略			1～4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～101の11 省略			1～101の11 省略		
101の12 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律第29条第 1項の規定 に基づく建 築物エネ ルギー消費性 能向上計画 の認定の申 請に対する 審査	建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上 計画が建築基準法第6条第1項に 規定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査を申し出ない 者 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物エネルギー消費性能向 上計画に建築物のエネルギー消 費性能の向上に関する法律第29 条第3項の他の建築物に関する 事項を記載しない場合 次に掲 げる場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 (7) 同法第30条第1項に掲げる 基準の適合性に関し、住宅の 品質確保の促進等に関する法 律第5条第1項に規定する登 録住宅性能評価機関若しくは 建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第15条第 1項に規定する登録建築物エ ネルギー消費性能判定機関の 技術的審査を受けている場合 又は住宅の品質確保の促進等 に関する法律第6条第1項に 規定する設計住宅性能評価書 の交付を受けている場合 次に 掲げる建築物の区分に応じ、 それぞれ次に定める金額 a 1戸建ての住宅（人の居 住の用以外の用に供する部 分（以下この項において 「非住宅部分」という。） を有しないものに限る。以 下この項において同じ。）	101の12 建 築物のエネ ルギー消費 性能の向上 に関する法 律第29条第 1項の規定 に基づく建 築物エネ ルギー消費性 能向上計画 の認定の申 請に対する 審査	建築物 エネルギー消 費性能 向上計 画認定 申請手 数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分 に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上 計画が建築基準法第6条第1項に 規定する建築基準関係規定に適合 するかどうかの審査を申し出ない 者 次に掲げる場合の区分に応 じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物のエネルギー消費性能 の向上に関する法律第30条第1 項に掲げる基準の適合性に関 し、住宅の品質確保の促進等 に関する法律第5条第1項に規定 する登録住宅性能評価機関若し くは建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律第15条第 1項に規定する登録建築物エ ネルギー消費性能判定機関の技術 的審査を受けている場合又は住 宅の品質確保の促進等に関する 法律第6条第1項に規定する設 計住宅性能評価書の交付を受け ている場合 次に掲げる建築物 の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額 (7) 1戸建ての住宅（人の居住 の用以外の用に供する部分 （以下この項において「非住 宅部分」という。）を有しな いものに限る。以下この項に おいて同じ。） 5,500円 (4) 共同住宅等（共同住宅、長 屋その他1戸建ての住宅以外 の住宅をいう。以下この項に おいて同じ。） 次に掲げる 申請の対象とする範囲の区分 に応じ、それぞれ次に定める

	<p style="text-align: center;">5,500円</p> <p>b 共同住宅等（共同住宅、長屋その他1戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 1戸 5,500円</p> <p>ii 2戸以上4戸以下 10,700円</p> <p>iii 5戸以上15戸以下 22,300円</p> <p>iv 16戸以上45戸以下 49,500円</p> <p>v 46戸以上 88,600円</p> <p>(b) 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ<sup>(a)</sup>に定める金額</p> <p>c 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。）床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 300平方メートル未満 10,600円</p> <p>(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 29,300円</p> <p>(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 87,100円</p> <p>(d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 137,700円</p> <p>(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 173,800円</p> <p>(f) 25,000平方メートル以上 217,100円</p> <p>d 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の</p>		<p style="text-align: center;">金額</p> <p>a 住戸申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 1戸 5,500円</p> <p>(b) 2戸以上4戸以下 10,700円</p> <p>(c) 5戸以上15戸以下 22,300円</p> <p>(d) 16戸以上45戸以下 49,500円</p> <p>(e) 46戸以上 88,600円</p> <p>b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める金額</p> <p>(ウ) 非住宅建築物（人の居住の用に供する部分を有しない建築物をいう。以下この項において同じ。）床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 300平方メートル未満 10,600円</p> <p>b 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 29,300円</p> <p>c 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 87,100円</p> <p>d 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 137,700円</p> <p>e 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 173,800円</p> <p>f 25,000平方メートル以上 217,100円</p> <p>(イ) 複合建築物（住宅の部分及び非住宅部分を有する建築物をいう。以下この項において同じ。）次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住戸申請に係る住戸の数について、(イ)aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ)aに定める金額</p> <p>b 非住宅部分 床面積の合計について、(ウ)に掲げる面</p>
--	--	--	--

	<p>区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める金額</p> <p>(b) 非住宅部分 床面積の合計について、c に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c に定める金額</p> <p>(c) 住戸及び非住宅部分次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 申請に係る住戸の数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める金額と同一の額</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計について、c に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c に定める金額と同一の額</p> <p>(d) 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 住戸の総戸数について、b (a) に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ b (a) に定める金額と同一の額</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計について、c に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ c に定める金額と同一の額</p> <p>(イ) その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 1戸建ての住宅 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 200平方メートル未満 37,300円</p> <p>(b) 200平方メートル以上 41,600円</p> <p>b 共同住宅等 次に掲げる</p>		<p>積の区分に応じ、それぞれ(ウ)に定める金額</p> <p>c 住戸及び非住宅部分次に掲げる額を合算した金額</p> <p>(a) 申請に係る住戸の数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額と同一の額</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) に定める金額と同一の額</p> <p>d 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した金額</p> <p>(a) 住戸の総戸数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額と同一の額</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) に定める金額と同一の額</p> <p>イ その他の場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(ア) 1戸建ての住宅 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 200平方メートル未満 37,300円</p> <p>b 200平方メートル以上 41,600円</p> <p>(イ) 共同住宅等 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 1戸(床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。) 37,300円</p>
--	---	--	--

申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、次に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 1戸（床面積の合計が200平方メートル未満の住戸に限る。）  
37,300円

ii 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。）  
41,600円

iii 2戸以上4戸以下  
75,000円

iv 5戸以上15戸以下  
124,900円

v 16戸以上45戸以下  
212,700円

vi 46戸以上 305,300円

(b) 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(a)に定める金額

c 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ<sup>(1)</sup>及びロ<sup>(1)</sup>に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

i 300平方メートル未満 246,000円

ii 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 397,700円

iii 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 567,500円

iv 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 698,900円

v 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 826,100円

(b) 1戸（床面積の合計が200平方メートル以上の住戸に限る。） 41,600円

(c) 2戸以上4戸以下 75,000円

(d) 5戸以上15戸以下 124,900円

(e) 16戸以上45戸以下 212,700円

(f) 46戸以上 305,300円

b 住棟全体又は住戸及び住棟全体 住棟の総戸数について、aに掲げる戸数の区分に応じ、それぞれaに定める金額

(ウ) 非住宅建築物 次に掲げる審査の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

a 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ<sup>(1)</sup>及びロ<sup>(1)</sup>に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満 246,000円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 397,700円

(c) 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 567,500円

(d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 698,900円

(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 826,100円

(f) 25,000平方メートル以上 942,400円

b 同号イ<sup>(2)</sup>及びロ<sup>(2)</sup>に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(a) 300平方メートル未満 94,300円

(b) 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 157,900円

(c) 2,000平方メートル以

		<p>vi 25,000平方メートル以上 942,400円</p> <p>(b) 同号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準による審査 床面積の合計について、次に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>i 300平方メートル未満 94,300円</p> <p>ii 300平方メートル以上2,000平方メートル未満 157,900円</p> <p>iii 2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満 255,400円</p> <p>iv 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 333,400円</p> <p>v 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 400,600円</p> <p>vi 25,000平方メートル以上 470,000円</p> <p>d 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(a) 住戸 申請に係る住戸の数について、b(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれb(a)に定める金額</p> <p>(b) 非住宅部分 床面積の合計について、c(a)又は(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれc(a)又は(b)に定める金額</p> <p>(c) 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 申請に係る住戸の数について、b(a)に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれb(a)に定める金額と同一の額</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計について、c(a)又は(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれc(a)又は(b)に定める金額と同一の額</p> <p>(d) 複合建築物全体、住戸</p>		<p>上5,000平方メートル未満 255,400円</p> <p>(d) 5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満 333,400円</p> <p>(e) 10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満 400,600円</p> <p>(f) 25,000平方メートル以上 470,000円</p> <p>(工) 複合建築物 次に掲げる申請の対象とする範囲の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>a 住戸 申請に係る住戸の数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額</p> <p>b 非住宅部分 床面積の合計について、(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) a 又は b に定める金額</p> <p>c 住戸及び非住宅部分 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>(a) 申請に係る住戸の数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額と同一の額</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) a 又は b に定める金額と同一の額</p> <p>d 複合建築物全体、住戸及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体 次に掲げる額を合算した金額</p> <p>(a) 住戸の総戸数について、(イ) a に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれ(イ) a に定める金額と同一の額</p> <p>(b) 非住宅部分の床面積の合計について、(ウ) a 又は b に掲げる面積の区分に応じ、それぞれ(ウ) a 又は b に定める金額と同一の額</p>	
--	--	---	--	--	--

		<p>及び複合建築物全体、非住宅部分及び複合建築物全体又は住戸、非住宅部分及び複合建築物全体次に掲げる額を合算した金額</p> <p>i 住戸の総戸数について、b<sup>(a)</sup>に掲げる戸数の区分に応じ、それぞれb<sup>(a)</sup>に定める金額と同一の額</p> <p>ii 非住宅部分の床面積の合計について、c<sup>(a)</sup>又は(b)に掲げる面積の区分に応じ、それぞれc<sup>(a)</sup>又は(b)に定める金額と同一の額</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の他の建築物に関する事項を記載する場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める金額</p> <p>(2) 省略</p>			<p>(2) 省略</p>
<p>101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 101の12の項の右欄(1)アに掲げる場合 当該場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p> <p>イ 同欄(1)イに掲げる場合 建築物エネルギー消費性能向上計画の変更に係る一の建築物につき同欄(1)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額（建築物エネルギー消費性能向上計画の変更により新たに当該建築物エネルギー消費性能向上</p>	<p>101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料</p>	<p>次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額（当該金額に100円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）</p> <p>(1) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 101の12の項の右欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する金額</p>



	<p>計画の対象となった建築物にあっては、同欄(1)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同欄(1)アに定める金額)</p> <p>(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が同条第1項 _____ に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア (1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額と同一の額</p> <p>イ・ウ 省略</p>		<p>(2) 変更に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出る者 次に掲げる額(ウに掲げる額にあっては、当該審査に同法第87条の4の昇降機に係る部分が含まれる場合に限る。)を合算した金額</p> <p>ア 101の12の項の右欄(1)ア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該手数料の金額の2分の1に相当する額</p> <p>イ・ウ 省略</p>
101の14～102 省略		101の14～102 省略	
備考 省略		備考 省略	
6 省略		6 省略	

**第2条** 愛媛県手数料条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表(第2条 第4条、第7条関係)			別表(第2条 第4条、第7条関係)		
1～4 省略			1～4 省略		
5 土木関係事務手数料			5 土木関係事務手数料		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1～101の11 省略			1～101の11 省略		
101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 同法第35条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登	101の12 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	次に掲げる当該申請を行う者の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画が建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を申し出ない者 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の他の建築物に関する事項を記載しない場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (7) 同法第30条第1項に掲げる基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登

		<p>録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項の他の建築物に関する事項を記載する場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める金額</p> <p>(2) 省略</p>			<p>録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 a～d 省略</p> <p>(イ) 省略</p> <p>イ 建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第29条第3項の他の建築物に関する事項を記載する場合 当該建築物エネルギー消費性能向上計画に係る一の建築物につきアに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアに定める金額</p> <p>(2) 省略</p>
101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	省略		101の13 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	省略	
101の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは</p>	101の14 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号 _____に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関若しくは建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関の技術的審査を受けている場合又は同法第12条第1項若しくは</p>

		<p>第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第35条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 省略</p>		<p>第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定、同法第30条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定を受けている場合（これらの建築物エネルギー消費性能適合性判定又は認定に係る建築物について建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けている場合に限る。）若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条第3項に規定する建設住宅性能評価書の交付を受けている場合 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア～エ 省略</p> <p>(2) 省略</p>
101の15・102 省略			101の15・102 省略	
備考 省略			備考 省略	
6 省略			6 省略	

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第4号）の施行の日から施行する。ただし、第2条の規定は、同法附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。

○愛媛県条例第14号

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のよう公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

愛媛県事務処理の特例に関する条例（平成12年愛媛県条例第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市 町	事 務	市 町
1～19 省略		1～19 省略	
<p>20 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(9)の2 法第86条の8第1項及び第3項の規定に基づく既存の一の建築物の増築等を含む工事の全体計画及び全体計画の変</p>	<p>各市町（法第4条第1項若しくは第2項又は第97条の2第1項の建築主事を置く市を除く。）</p>	<p>20 建築基準法（昭和25年法律第201号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(9) 省略</p> <p>(9)の2 法第86条の8第1項及び第3項の規定に基づく既存の一の建築物の _____ 工事の全体計画及び全体計画の変</p>	<p>各市町（法第4条第1項若しくは第2項又は第97条の2第1項の建築主事を置く市を除く。）</p>

<p>更の認定の申請の受付並びに当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p><u>(9)の3 法第87条の2第1項及び同条第2項において準用する法第86条の8第3項の規定に基づく既存の一の建築物の用途の変更に伴う工事の全体計画及び全体計画の変更の認定の申請の受付並びに当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</u></p> <p>(10)～(13) 省略</p>		<p>更の認定の申請の受付並びに当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(10)～(13) 省略</p>	
<p>20の2 建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、前項第1号から第3号まで及び第4号の2から第13号までに掲げるもの（同項第7号、第8号及び第9号から第9号の3までに掲げる事務にあっては建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを、前項第11号及び第13号に掲げる事務にあっては同条第2項第1号及び第2号に掲げる規定に係る事務でこれらの建築物又は工作物に係るものを除く。）</p>	<p>法第97条の2第1項の建築主事を置く市</p>	<p>20の2 建築基準法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、前項第1号から第3号まで及び第4号の2から第13号までに掲げるもの（同項第7号から第9号の2 _____ までに掲げる事務にあっては建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第148条第1項各号に掲げる建築物又は工作物に係るものを、前項第11号及び第13号に掲げる事務にあっては同条第2項第1号及び第2号に掲げる規定に係る事務でこれらの建築物又は工作物に係るものを除く。）</p>	<p>法第97条の2第1項の建築主事を置く市</p>
<p>21～62 省略</p>		<p>21～62 省略</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第15号

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県立学校設置条例の一部を改正する条例

愛媛県立学校設置条例（昭和39年愛媛県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表1（第2条、附則第2項関係）		別表1（第2条、附則第2項関係）	
学 校 名	位 置	学 校 名	位 置
省略		省略	
省略		小田高等学校	喜多郡内子町
省略		省略	
省略		三瓶高等学校	西予市
省略		省略	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

○愛媛県条例第16号

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和元年10月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

愛媛県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

愛媛県警察関係事務手数料条例（平成12年愛媛県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）			別表（第2条、第3条、第6条、第7条関係）		
事 務	名 称	金 額	事 務	名 称	金 額
1～28	省略		1～28	省略	
29	道路交通法 第89条第1項 の規定に基づ く運転免許試 験の実施	運転免 許試験 手数料  (1) 大型自動車免許、中型自動車免 許又は準中型自動車免許に係る 試験 次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該 当して同項の規定の適用を受 ける場合 1,900円（ <u>道路交通 法施行令（昭和35年政令第270 号）第33条の6の2第6号に 掲げるやむを得ない理由のた め免許証の更新を受けること ができなかった者に対する試 験にあつては、800円）</u> ウ 省略 (2) 普通自動車免許に係る試験 次に 掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該 当して同項の規定の適用を受 ける場合 1,900円（ <u>同令第33 条の6の2第6号に掲げるや むを得ない理由のため免許証 の更新を受けることができな かった者に対する試験にあつ ては、800円）</u> ウ 省略 (3) 特定第一種運転免許（大型特殊 自動車免許、大型自動二輪車免 許、普通自動二輪車免許又は牽引 免許をいう。以下同じ。）又は大 型特殊自動車第二種免許若しくは 牽引第二種免許に係る試験 次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該 当して同項の規定の適用を受 ける場合 1,900円（ <u>同令第33</u>	29 道路交通法 第89条第1項 の規定に基づ く運転免許試 験の実施  運転免 許試験 手数料  (1) 大型自動車免許、中型自動車免 許又は準中型自動車免許に係る 試験 次に掲げる場合の区分に 応じ、それぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該 当して同項の規定の適用を受 ける場合 1,900円 _____ _____ _____ _____ _____ ウ 省略 (2) 普通自動車免許に係る試験 次に 掲げる場合の区分に応じ、そ れぞれ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該 当して同項の規定の適用を受 ける場合 1,900円 _____ _____ _____ _____ _____ ウ 省略 (3) 特定第一種運転免許（大型特殊 自動車免許、大型自動二輪車免 許、普通自動二輪車免許又は牽引 免許をいう。以下同じ。）又は大 型特殊自動車第二種免許若しくは 牽引第二種免許に係る試験 次に 掲げる場合の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 ア 省略 イ 同項第3号又は第5号に該 当して同項の規定の適用を受 ける場合 1,900円 _____		

	<p>条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)</p> <p>ウ 省略</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 1,900円 (同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)</p> <p>イ 省略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円 (同令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者に対する試験にあつては、800円)</p> <p>ウ 省略</p> <p>(6) 省略</p>		<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ 省略</p> <p>(4) 小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 同法第97条の2第1項の規定の適用を受ける場合 1,900円</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>イ 省略</p> <p>(5) 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る試験 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 省略</p> <p>イ 同項第3号又は第5号に該当して同項の規定の適用を受ける場合 1,900円 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ウ 省略</p> <p>(6) 省略</p>
29の2・30 省略		29の2・30 省略	
31 道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付	<p>免許証 交付手数料</p> <p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>ア 道路交通法施行令第33条の6の2第6号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、道路交通法第97条の2第1項第3号に該当して同項の</p>	<p>免許証 交付手数料</p> <p>31 道路交通法第92条第1項の規定に基づく免許証の交付</p>	<p>(1) 第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 2,050円 (道路交通法第92条第1項後段の規定により、一の種類の免許に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合にあつては、2,050円に、当該他の種類の免許に係る事項を記載することに200円を加えた額)</p>



<p>40 道路交通法 第108条の2 第1項各号に 掲げる講習の 実施</p>	<p>講習手 数料</p>	<p>(1)～(10) 省略 (11) 同項第11号に掲げる講習 次に 掲げる講習の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 ア・イ 省略 ウ 同表の備考一の4に規定す る違反運転者等に対する講習 1,350円（道路交通法施行令 _____第43 条第1項の表講習手数料の部 法第108条の2第1項第11号に 掲げる講習の項の第3欄及び 第4欄の国家公安委員会規則 で定める同令第33条の7第2 項の基準に該当しない者に対 する講習にあっては、800円） (12)～(14) 省略</p>
<p>41～64 省略</p>		

備考 省略

<p>40 道路交通法 第108条の2 第1項各号に 掲げる講習の 実施</p>	<p>講習手 数料</p>	<p>(1)～(10) 省略 (11) 同項第11号に掲げる講習 次に 掲げる講習の区分に応じ、それぞ れ次に定める金額 ア・イ 省略 ウ 同表の備考一の4に規定す る違反運転者等に対する講習 1,350円（道路交通法施行令 (昭和三十五年政令第270号)第43 条第1項の表講習手数料の部 法第108条の2第1項第11号に 掲げる講習の項の第3欄及び 第4欄の国家公安委員会規則 で定める同令第33条の7第2 項の基準に該当しない者に対 する講習にあっては、800円） (12)～(14) 省略</p>
<p>41～64 省略</p>		

備考 省略

附 則

この条例は、道路交通法の一部を改正する法律（令和元年法律第20号）附則第1条第2号の政令で定める日から施行する。